

第 4 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 議 録 概 要 版

(平成15年12月26日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第4回 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録概要版

1. と き 平成15年12月26日(金曜日)14:00~16:27

2. ところ 花びしホテル

3. 出席者

(1) 会長 函館市長 井上博司

(2) 副会長 戸井町長 吉澤慶昭 恵山町長 工藤篤
椴法華村長 船木英秀 南茅部町長 飯田満

(3) 出席委員(35名)

(函館市)

西尾正範
岩谷正信
小野沢猛史
泉清治
佐藤幸太郎
山鼻節郎

(戸井町)

伊藤修
吉田崇仁
境樹弥
吉田悦也
砂子賢己
館山澄子

(恵山町)

石田徹也
斉藤明男
依田邦男
二木進
藤原靖孝
斉藤賢三

(椴法華村)

大津廣
田中孝司
中市敏樹
佐々木孫一
佐々木正俊
佐々木範子

(南茅部町)

細井徹
杉林幸弘
樋口廣文
鎌田光夫
関根弘
熊谷儀一

(共通委員)

星井英人
長野章

河合裕秋
金山正智

小川常明
渡部正一郎

4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会事務局

事 務 局 長 近 江 茂 樹

函館市農林水産部長 三佐川 稔

函館市保健所長 石 井 敏 明

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 1 号 使用料・手数料等の取扱いについて
 - 協議第 2 号 貸付金の取扱いについて
 - 協議第 3 号 保健事業の取扱いについて
 - 協議第 4 号 農林水産関係事業の取扱いについて
 - 協議第 5 号 建設関係事業の取扱いについて
 - 協議第 6 号 町字名の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 7 号 慣行の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 8 号 福祉事業の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 9 号 国民健康保険事業の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 10 号 水道事業の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 11 号 5市町村建設計画(継続協議)
-

午後 2 時 0 0 分 開 会

会長 あいさつ。

会長 最初に、会議録署名委員の選任についてだが、本日の署名委員は楳法華村議会議長の田中委員にお願いをしたい。

それでは、早速本日の協議事項に入りたい。

事務局 協議第 1 号 使用料・手数料等の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「 1 . 使用料・手数料の取扱い。

(1) 公共施設使用料については、現行のとおりとする。

(2) その他の使用料については、函館市の制度に統一する。

ただし、港湾使用料のうち、けい船料、港湾施設用地使用料については、現行のとおりとする。

また、行政財産使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から段階的に調整し統一する。

(3) 手数料については、函館市の制度に統一する。

2 . 減免制度等については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、現行のとおりとする。」とする。

会長 使用料・手数料等の取扱いについてご意見・ご質問があればご発言願いたい。
〔「なし」の声あり〕

会長 特にないようですので、これで決めさせていただきたい。
〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第1号 使用料・手数料については、原案のとおり決定。

事務局 協議第2号 貸付金の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「5市町村が実施している各種貸付金制度については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、貸付金制度の充実に努めるものとする。」とする。

会長 ただいまの説明について、何かご質問・ご意見があればご発言願いたい。
〔「なし」の声あり〕

会長 原案のとおり決定をさせていただきたい。
〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第2号 貸付金の取扱いについては、原案のとおり決定。

事務局 協議第3号 保健事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

- 「1.健康診査事業、検診事業、予防接種事業については、函館市の制度に統一する。
- 2.その他の保健事業については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、保健事業の充実に努めるものとする。」とする。

会長 何かご質問・ご意見があれば、ご発言願いたい。

飯田副会長 人間ドックを廃止をするという案だが、制度ができた経過や町民の利便性というものも一方ではあるものなので、この方向で私はよいと思っているが、いま一度時間を貸していただいて、町民に経過等を説明をしたい。それから国民健康保険事業で人間ドックを行うという場合、町村がどうなるのかということももうちょっと検討をしてみたいので、できれば継続という形をとっていただきたい。

岩谷委員 2点質問があるが、この検診、予防接種事業について、実施場所、基本健康診査の対象者について、当分の間、現行のとおりとなっているが、この「当分の間」というのは、どの程度の期間を考えているのか。もう一つは、現在、4町村の保健事業につい

ては渡島保健所が担当しており、これを今度函館市立保健所が担当することになると思うが、保健事業に対応するための人員や予算措置だとかを含めて何らかの措置がされるというふうに考えていいのか、あるいは改めてこれから協議会として北海道に要請をする事項になるのか。

事務局 「当分の間」というのは、一応5年程度ということ考えているが、この保健事業については、かなり種類も多く、また「当分の間」の幅も5年以内に統合・再編できるもの、あるいはその5年を経過しても、まだ時間を要するものなどが出てくるかと思っている。一方、2年ないし3年の中でもやっていけるものは進めていきたいと考えているので、一律5年間という意味での表現ということではない。

石井保健所長 2点目の渡島保健所から市立函館保健所へ移管に関わってのご質問だが、健康診査事業ならびに予防接種事業については、原則的に市町村業務ということになっているため、4町村においても、これまでも町、村の事業として実施されてきたものである。したがって、そういった影響はほとんどない。

人の配置については、現状では専門職も含めて町村に職員が配置されており、事業を実施しているということだが、統合された後のことについては、今後いろいろと検討していくことになるものと思う。

岩谷委員 北海道に配慮を求めべきだ。4町村の実施場所がすべて函館市というのでは酷な話だと思うので、そのための人員なり予算措置については、北海道に検討をお願いをした方がいいのではないかと思います。

会長 ただいまの岩谷委員のご発言、それから前段の飯田町長のご発言もあったので、この保健事業については、原案どおりでほぼ皆さんよろしいと思うが、今日は決めないで次回以降決定という方向で、継続協議ということで整理をさせていただきたい。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第3号 保健事業については、継続協議とする。

事務局 協議第4号 農林水産関係事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「1. 農林関係事業の補助金、貸付金については、函館市の事業に統一する。

2. 水産関係事業の取扱い。

(1) 函館市独自の漁業用機械等購入資金貸付金、漁業共済加入促進補助金については、函館市の事業を適用し、5市町村がそれぞれ実施している沿岸漁業構造改善対策事業補助金、漁業近代化資金利子補給事業、漁業後継者育成対策については、統

合・再編などを行い、水産業の振興発展に努めるものとする。

(2) その他5市町村が従来からの経緯や地域特性を踏まえ実施している事業については、現行のとおりとする。」とする。

会長 ご質問・ご意見があれば、ご発言願いたい。

樋口委員 市独自の漁業用機械等購入資金の貸付事業、この制度をどういうふうに運用していくのか、その辺をちょっとお伺いしたい。

三佐川農林水産部長 現在市では機械の購入価格に対して、8割を貸し付ける事業を行っており、これは無利子ある。100万円を超えるものについては償還が7年、100万円以下のものは5年ということで、組合なり漁業者に貸すものとし、申請は組合経由で出してくる。

現在は各漁協に今までの実績を含めて、一定程度枠配分というか目安をお願いをしながら、予算枠の中で調整をしていくというやり方で整理をしてきている。

貸付金額は限度額を設けることになるが、一定程度部会でも限度額がどのぐらいがいいのか、今後詰めていくとともに、対象機械についてもどういう機械を対象とするかについて、今後は明確にしていきたい。

樋口委員 対象者が確実に返還できるかどうか、その辺を制度的にどのように審査していくのか、もう一つは近代化資金の利子補給事業について聞きたい。

三佐川農林水産部長 現在の条例上は連帯保証人を1名、もしくは漁業協同組合の推薦をつけてくださいということで、漁協経由で書類が整理されてくるので、その際漁協として申請者の資産状況、貸し付け状況、返済能力等を、一定程度チェックできる状況がある。

漁業用機械等購入資金貸付事業は漁業近代化資金利子補給事業の補完的な意味合いの資金制度ということであり、基本的には船の建造だとか金額的にも何千万円を超えるものになるが、そういうものについてはこの事業を適用している。一方、漁業用機械等購入資金貸付事業についてはそれよりも少ない金額、20トン未満の沿岸漁業を主体としている漁業者に対して、適用していくということで、住み分けをしてきたところである。

杉林委員 漁業用機械等購入資金貸付事業と、それから従来我々が借り入れをしていた政府資金の漁業近代化資金利子補給事業。それぞれのメニューや貸し付けの要綱なり、支払いなりという条件的なこと、あるいはその運用方法を早目に明らかにしてほしい。

斉藤明男委員 将来的には海洋都市構想と水産関係事業とがどう連携して進んでいくこ

とになるのか、その辺をお聞きしたい。

長野委員 今の段階では函館国際水産海洋都市構想ということで、函館市で中心にやっているが、構想自体は函館圏ということで、観光、研究、試験研究機関にしても、函館市内だけに限ったという話でない。広くとらえている構想を考えているというところである。

まだこの合併の構想と函館国際水産海洋都市構想を両方あわせて具体的に考えてはいないが、この合併の構想は当然国際水産海洋都市構想の中に組み込まれていかないと合併の効果が出てこないし、水産海洋都市構想の方もさらなる発展というか、いい構想にはならないと思っている。

このどちらも両方並行して作業は進むわけだが、国際水産海洋都市構想についてもこの合併をにらんでどういうメリットを出していくかというのはこれから協議会の各部会の方で、まちづくり部会、産学連携部会、そちらの方でやっていきたいというふうに思っている。

斉藤明男委員 水産海洋都市構想推進協議会のメンバーにこの4町村から漁業団体の関係者が何人かメンバーの中に入ることができるのかどうか。

会長 水産関係事業のメニュー、これは10カ年の建設計画の中でハード、ソフト両面で見えてくる。

また推進協議会については、合併前の組織なので、当然合併すれば4町村からも代表の方に新たに加わっていただくというふうに思っている。

会長 協議第4号 農林水産関係事業の取扱いは原案のとおり決定。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 協議第5号 建設関係事業の取扱いについて調整方針案を読み上げる。

- 「1. 都市計画区域については、現行のとおりとする。
2. 市町村営住宅使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。
3. 町道・村道については、函館市に引き継ぐものとし、除雪の出動基準、私道の簡易舗装基準については函館市の制度に統一をする。」とする。

会長 ご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

樋口委員 市町村住宅の使用料について聞きたい。制度的には町村立地係数が函館市の

0.85になることによって4町村の公営住宅が高くなっていくということだが、基本的にはこの係数は建設省のものであって、変えることはできないと思う。

そこで、先ほどの説明を聞くと、立地係数で若干調整したいという話だが、それでも結果的には上がっていかざるを得ないと思う。合併したからといって、町村そのものは距離感も含めて変わらない。それにもかかわらず使用料の値上げということは、地域にとっては大きな問題になってくるのではないかと思う。地域に対する特例という方法というのは何かないのか、その辺ちょっとお伺いしたい。

町村道の市道に対する認定について聞きたい。戸井町は幅員が3.5メートル以上となっており、函館市のように6メートル取れるような状況がないので、函館市に合わせて6メートル以上、または特別に4メートル以上の幅員を持たなければ市道として認められないとなった場合、町村にとっては大変な問題になると思う。したがって最低でも戸井町の基準あたりというのは考えていないのか。

事務局 1点目の市町村営住宅使用料に関わってだが、市の立地係数を使うと当然家賃が上がることになる。このため利便係数で調整をすることになるのだが、それでもなかなか据え置くという形の数字は出てこない。現在、建設部会において家賃が上がるという状況に対して、どういう手法がとれるのか、例えば減免措置であるとか家賃据え置き措置等について検討をしている。

市道の認定について、最終的には市長が特に認めるものという中で整理していきたいという方向で、建設部会の中でも話をしている。

会長 原案を一応は了としながらも次回以降、この住宅使用料について、再度お諮りすることとし、今回は継続で扱わせていただきたい。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第5号 建設関係事業の取扱いについては継続協議とする。

次は、前回までに継続協議扱いになっているいくつかの事項について、順次協議を進めていきたい。はじめに町字名の取扱いについて説明願いたい。

事務局 町字名の取扱いについては5市町村で協議をして一つの案として取りまとめをし、ご提案をしたいということで前回お話をさせていただいたが、この5市町村での協議がまだ継続中である。

また、年末から1月にかけて新たに2町村で住民説明会が予定をされていることから、この町字名については、次回以降でご提案をさせていただきたいと考えているので、ご理解願いたい。

会長 次に、慣行の取扱いについて説明願いたい。

事務局 市の鳥については、新しいまちにふさわしいものを検討する必要があるのではないかというご意見があり、また、例としてカモメにしてはどうかというご意見もあった。

こうした中、現在、市の担当部局において、カモメを一つの案として関係団体等とお話をしてまいりたいと考えている。他にご意見があれば、それらも踏まえた中で、市の担当部局で検討を進めていきたい。

また、消防の出初め式、成人式についても継続協議となっていたが、これらについてもそれぞれの部会の中で協議をした結果、合併後一つの町としての一体感の醸成のためにも、統一した方が望ましいということで、基本的には函館市の行事に統一をし、各地域で行われてきた内容を参考にした行事にするということで、再度5市町村で確認がなされたところである。

会長 鳥についても一応現在の函館市の鳥で決めさせていただき、合併後に、カモメも含めて検討する。この法定協議会で市の鳥を変えるということは、なじまないのではないかと思う。慣行全体については、原案のとおり決定をさせていただきたい。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 次に、福祉事業の取扱いについて説明願いたい。

事務局 前回の協議会においては、福祉事業の中の腎臓機能障害者通院交通費助成についてのご協議がなされ、合併後の制度の存続に関わってご意見をいただいたが、その内容を受けて5市町村で協議をした結果について、ご報告したい。

当初の提案では見直しにより廃止をすとしていたが、合併時にこの制度の対象となっている方については、経過措置として、この制度を継続していくということで、確認がなされたので、この案で再度ご提案を申し上げたいと思うので、よろしくご協議願いたい。

会長 腎臓機能障害者通院交通費助成については、合併時に受けている方については合併後も続けるということで整理をした。それ以外の項目はすべて了解をいただいていることから、福祉事業全体について、ご提案したとおり決めさせていただきたい。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 福祉事業については決定。

次に、国民健康保険事業の取扱いについて説明願いたい。

事務局 前回の協議会においてご説明したとおり、この件については南茅部町の住民説

明会を終えてから確認をしたいということでの申し出があった。この住民説明会は、11月30日をもって終了をしたということで聞いているので、本日改めてご確認をお願いできればと考えている。原案のとおりご決定をいただきたいということで、ご報告を申し上げたい。

飯田副会長 南茅部町の住民説明会を、町内8カ所で開催した。出席率は決して多くはなかったが、制度の内容と今後の方向も含めて説明をし、了解をいただいた。

会長 原案のとおり決定させていただきたい。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 国民健康保険事業の取扱いについて原案のとおり決定。

次に、水道事業の取扱いについて説明願いたい。

事務局 水道事業については、前回の協議会において4町村の簡易水道事業を合併後も現在の簡易水道事業のまま整備していくのか、または函館市の水道事業と統一をして整備していくのか、このことは住民の方の負担についても影響してくるので、これらについて明らかにしてほしいということのご意見があった。

簡易水道とは、水道事業のうち特に給水人口が5,000人以下である小規模の水道事業のものを指すことになっており、施設が簡易であるということではない。一般的に事業認可はその地区ごとに受けているため、給水人口にしたがい水道事業、簡易水道事業という、そういう区分をしている。

函館市は水道事業で、他の町村はすべて簡易水道事業である。

5市町村で協議した結果、合併後の4町村の簡易水道事業については、水質面あるいは主要施設の耐用年数などから総合的に判断をし、4町村については、既存の施設を生かしながら現在の簡易水道事業を継続をしていくということで確認がなされている。

将来いろいろな整備が必要になれば、事業費が見込まれることから料金改定という状況が出てくるかと思うが、現時点で、簡易水道の施設を継続をしていくという中では、この料金に直接影響してくることはない。

会長 原案のとおり決定をさせていただきたい。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 水道事業の取扱いについては原案のとおり決定。

次に、5市町村建設計画について説明願いたい。

事務局 現在建設計画の中で、想定される事業の整理を5市町村で行っている。
また、それと並行して北海道との協議も進めている状況であり、協議会にご提案するまでには、もう少し時間をいただきたい。次回以降で改めてご提案をしたい。

会長 次回以降お示しをするということだが、よろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 建設計画については、なお継続協議という扱いとする。
次に、市町村合併に関するアンケートを実施をしたので、その結果について概要を簡単に説明願いたい。

事務局 アンケート調査については、11月の初旬に5市町村全体で1万部を配布。このうち3,086部が回収されたところである。回収率は30.9%。

居住地別では函館市が8,000部、4町村で2,000部を配布し、回収になった3,086部の中の比率では、函館市が74.5%を占めている。

回収分の男女別では男性が43%、女性は54.1%であり、年齢別では、おおむね40代から60代が最も多く、特に50代、60代がそれぞれ25%台と多い。

5市町村の現状評価についての満足度の中で最も多いのは、水道の整備状況、2番目が自然環境の豊かさ、3番目がごみの収集・処理の状況となっている。

不満の部分では、働きがいのある職場あるいは商工業の振興というものが相対的に高い割合として出ている。

合併の協議の認知については、現在、合併の協議が進んでいることを知っているかどうかについて「よく知っている」と「多少知っている」を合わせて87.4%となっている。

合併協議への意向については、合併に向けての協議を進めていくことについて、「積極的に進めていく必要がある」と「どちらかといえば進めていく必要がある」を合わせて57.1%となっている。

逆に「どちらかといえば進めていく必要はない」と「進めていく必要はない」を合わせて23%となっている。

このうち函館市については、「積極的に進めていく必要がある」と「どちらかといえば進める必要がある」を合わせて53.5%となっている。

同じく戸井町では63.2%、恵山町は78.8%、椴法華村は65.2%、南茅部町は65.5%となっている。

期待する効果については「道路、公共施設整備など広域的な視点からのまちづくり」を期待している方が26.1%と最も多く、次いで「行政事務の効率化による経費の削減」、「観光などの産業振興の広域的な取り組み」、「漁業を中心とした水産業の一層の振興」と続いている。

また、行政運営における留意点では、最も多かったのは「公共料金など住民負担が増加しないこと」、次いで「公共投資が増大し財政が悪化しないこと」、「住民の意見が反映されにくくならないこと」と続いている。

将来のまちのイメージについては、最も多かったのは「安全で快適な生活環境を充実するまちづくり」、次いで「多様で力強い産業を振興するまちづくり」と続いている。

重点的に取り組むべき施策では「高齢者福祉の推進」が43.3%で最も多く、次いで「保健・医療の推進」、3番目には「水産業の振興」、「観光の振興」、「生活環境の整備充実」と続いている。アンケートについては以上である。

次に住民説明会での意見等について報告したい。

住民説明会での意見等については、函館市、戸井町、南茅部町が住民説明会を終えており合併全体に関わって総括的なもの、財政シミュレーションに関するもの、住民参加に関するもの、事務事業の調整に関するものなどが寄せられている。

最後に2つの団体からの提言・申し入れについて報告したい。

まず、社団法人函館青年会議所からの提言についてだが、一つ目としては函館市と渡島東部4町村の合併についての提言である。これは、5市町村の合併に賛成する、合併実現のためには多少の負担増もやむを得ないものと判断し、合併特例法期限内での速やかな合併を望むというものである。

次いで、合併後、人件費をはじめとした行政コストの大幅な削減を行うなど従来以上の行政改革に着手をし、特例法の優遇措置が終了する10年以内に健全な財政体質に向けて取り組むとともに、住民の意見を取り入れて将来のまちづくりを考えるための仕組み等の確立が必要だというものである。

2点目として、函館圏自治体の理想的な枠組みということの提言があった。

その内容は、函館圏9市町村は将来的に合併すべきであると考えており、合併特例法の優遇措置が残る平成17年から10年以内に合併が実現するように、各自治体が行き届くことを望むというものである。

次に、自治体合併を考える5市町村の住民の会からの申し入れについてだが、住民意見の反映のため合併期限の延長を国へ申し入れること、合併特例法の規定が引き続き適用された場合などを視野に入れ、法定協議会での最終決定時期を最大限延長してもらいたいということが1点。

2点目には合併の是非の判断のための住民投票、あるいは住民参加を高めるための努力、そして情報公開と住民参加に最大限取り組んでほしいということで申し入れがなされている。

(事務局から案内)

・次回会議開催日程

と き：平成16年1月27日(火) 13時30分～

ところ：函館ハーバービューホテル

午後4時27分 閉 会